

事業所内保育事業について

- 市町村による認可事業（地域型保育事業）の一つで、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業。
- 設備・運営基準や経済的基礎等の認可基準に適合することが必要。
- 国の公定価格に基づく給付費の支給を受けられることができる。

事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令より抜粋)

		事業所内保育事業		
		保育所型	小規模型(A型適用)	小規模型(B型適用)
利用定員		定員20名以上 定員に応じ 地域児童受入	定員19名以下 (定員に応じ地域児童受入)	
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例あり(1人)		1/2以上保育士 ※保健師又は看護師の特例あり (1人) ※保育士以外には研修実施
設備 面積	保育室等 (※1)	乳児室 1人あたり1.65㎡ ほふく室 1人あたり3.3㎡ 保育室等 1人あたり1.98㎡	0歳・1歳児 1人あたり 3.3㎡ 2歳児 1人あたり 1.98㎡	
処遇等	給食 (※2)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	
	連携施設 (※3)	(保育内容の支援) 設定不要 (卒園後の受け皿) 地域枠児童について必要	(保育内容の支援) 設定必要 (卒園後の受け皿) 地域枠児童について必要	

(※1) 保育施設が2階以上にある場合は、建物構造や避難階段等に関する規制があります。

(※2) 連携施設、近接した同一・系列法人が運営する社会福祉施設・病院から給食搬入が可能です。また、調理設備については社員食堂の活用も可能です。

(※3) 連携施設とは、①保育内容の支援(合同保育、乳幼児の保育に関する相談・指導等)、②3歳以降の保育の受け皿について、連携協力を行う保育所・幼稚園・認定こども園のことをいいます。経過措置として平成31年度末まで設定しないことができます。

利用定員について

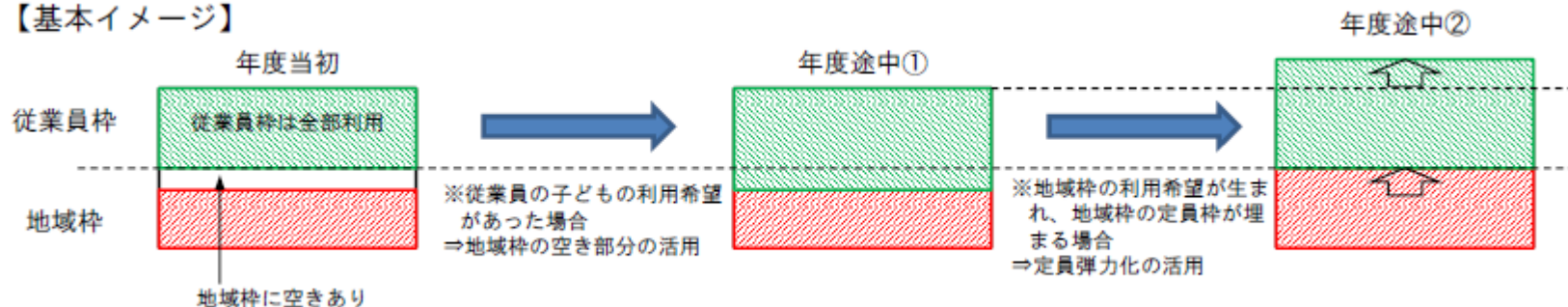
事業所内保育事業では、施設の定員区分に応じ、下記の地域枠の定員を設けることが必要です。

施設定員	地域枠定員	施設定員	地域枠定員
1人以上5人以下	1人以上（以下同じ）	26人以上30人以下	7人以上（以下同じ）
6人以上7人以下	2人	31人以上40人以下	10人
8人以上10人以下	3人	41人以上50人以下	12人
11人以上15人以下	4人	51人以上60人以下	15人
16人以上20人以下	5人	61人以上70人以下	20人
21人以上25人以下	6人	71人以上	20人

※定員の弾力的な運用について

地域の児童を受入れることによって、年度途中で従業員の子どもが利用できず、自社の従業員の復職の妨げとならないよう、定員の弾力化によって、柔軟な受入れを認めます。ただし、面積及び配置について、基準を満たす必要があります。

【基本イメージ】



※年度当初より地域枠の空きがない場合でも、定員弾力化の活用による対応が可能

事業所内保育事業を利用する子どもの認定区分

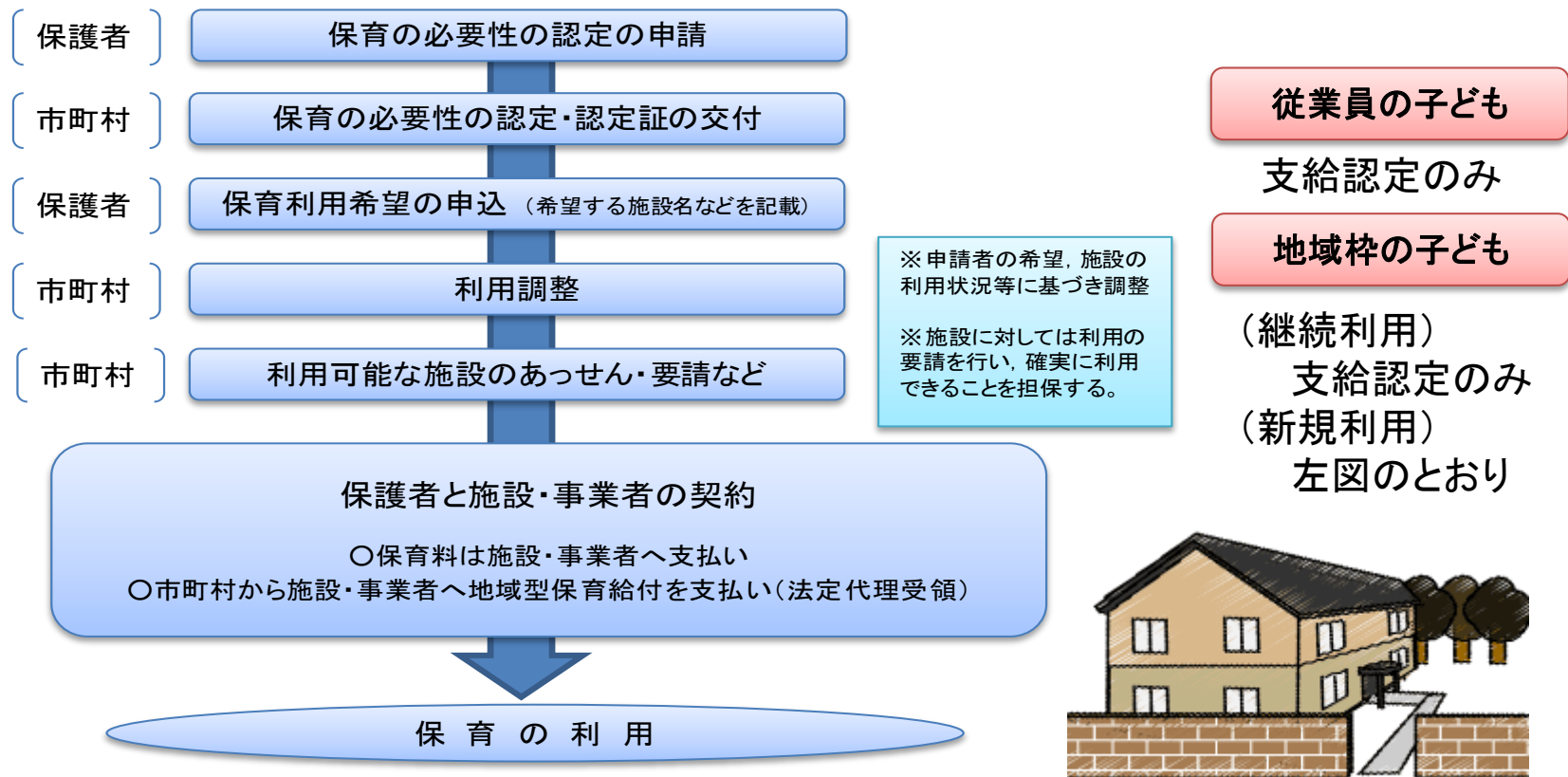
事業所内保育事業を利用する場合は、利用者が市町村から就労等により保育の必要性があることを認められる必要があり、年齢や家庭の状況に応じた認定区分が設定されている。

	認定区分	給付内容	利用施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 等

- 事業所内保育事業＝地域型保育事業＝0～2歳児の保育
⇒3号認定子どもへ保育を提供
- 地域枠の3歳以上の子どもは、連携施設へ移行することが基本
⇒3歳以降の受け皿を設定することが原則として必要

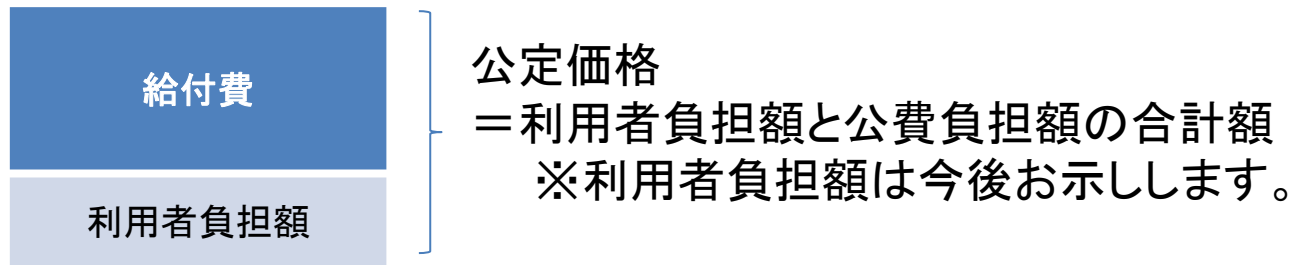
利用の仕組み

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行います。
(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の上、施設・事業者と利用者との間の契約となります。
 - ※1 市町村において、入所児童数の確保を保障するものではありません。
 - ※2 保護者から利用申込みがあった場合、応諾義務があります。(子ども・子育て支援法第45条)
 - ※3 利用についての市町村によるあっせん・要請に対し、協力する義務があります(子ども・子育て支援法第54条)



公定価格について

- 公定価格・・・保育に要する費用として国が算定した額
- 利用者負担額・・・保育料(国の基準に基づき, 市が算定)
- 給付費・・・公費負担分(公定価格から利用者負担額を引いた額)



※公定価格の試算ソフト(国作成のソフトが下記HPにあります)

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

認定こども園関連情報ページ

<http://www.youho.go.jp/shisansoft.html>

※利用者負担額とは

- 利用者負担額は, 市民税額に基づく応能負担となり, 市が定める額となります(地域枠はこの額で徴収します)。
- 従業員枠については, 福利厚生等を目的に, 市町村が定めた額を上限として, 事業者が独自に利用者負担額を軽減することが可能です。

(その場合も給付費は一定となり, 差額分は事業主が負担することになります。)

公定価格試算（定員20人以上（保育所型）の場合）

試算例		ケース①				ケース②				ケース③			
保育所型		定員21名(地域児童6名)				定員36名(地域児童10名)				定員48名(地域児童12名)			
3号		従業員		地域枠		従業員		地域枠		従業員		地域枠	
必要量		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短
在籍児童数	2歳児	7	2	2	1	8	3	0	1	11	3	3	1
	1歳児	3	1	2	0	6	2	3	1	11	2	4	1
	0歳児	1	1	1	0	4	3	3	2	7	2	3	0
	合計	15		6		26		10		36		12	
年計		43,629,810円				70,869,360円				87,950,040円			

※ この試算は年間を通じて上記在籍児童が入所している前提で計算したものです。実際には、年度当初など上記ほど児童の利用がない場合が想定されます。

（試算条件）

【共通】

- ◎定員，在籍児童数，年齢構成，保育必要量区分ごとの人数は，上表のとおりと想定（障害児受入なし）
- 処遇改善等加算あり（4％） ○管理者設置加算あり ○休日保育加算あり（定員の1／3人×67日）
- 夜間保育加算あり ○自園調理 ○土曜保育実施 ○定員超過なし ○冷暖房費加算あり
- 施設機能強化推進費加算あり

【改善前】

【改善後】処遇改善等加算（+3％），連携施設設定なし，栄養管理加算あり，第三者評価受審加算なし

公定価格試算（定員19人以下（小規模A型基準適用）の場合）

試算例		ケース①				ケース②			
保育所型		定員10名(地域児童3名)				定員19名(地域児童5名)			
3号		従業員		地域枠		従業員		地域枠	
必要量		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短
在籍児童数	2歳児	2	0	1	0	4	1	1	0
	1歳児	2	1	1	0	4	1	1	1
	0歳児	1	1	1	0	3	1	1	1
	合計	7		3		14		5	
年計		31,320,120円				45,966,520円			

※ この試算は年間を通じて上記在籍児童が入所している前提で計算したものです。実際には、年度当初など上記ほど児童の利用がない場合が想定されます。

（試算条件）

【共通】

- ◎定員，在籍児童数，年齢構成，保育必要量区分ごとの人数は，上表のとおりと想定（障害児受入なし）
- 処遇改善等加算あり（4％） ○管理者設置加算あり ○休日保育加算あり（定員の1／3人×67日）
- 夜間保育加算あり ○自園調理 ○土曜保育実施 ○定員超過なし ○冷暖房費加算あり
- 施設機能強化推進費加算あり

【改善前】

【改善後】処遇改善等加算（+3％），連携施設設定なし，栄養管理加算あり，第三者評価受審加算なし

公定価格試算（定員19人以下（小規模B型基準適用）の場合）

試算例		ケース①				ケース②			
保育所型		定員10名(地域児童3名)				定員19名(地域児童5名)			
3号		従業員		地域枠		従業員		地域枠	
必要量		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短
在籍児童数	2歳児	2	0	1	0	4	1	1	0
	1歳児	2	1	1	0	4	1	1	1
	0歳児	1	1	1	0	3	1	1	1
	合計	7		3		14		5	
年計		26,782,800円				38,352,400円			

※ この試算は年間を通じて上記在籍児童が入所している前提で計算したものです。実際には、年度当初など上記ほど児童の利用がない場合が想定されます。

(試算条件)

【共通】

- ◎定員, 在籍児童数, 年齢構成, 保育必要量区分ごとの人数は, 上表のとおりと想定(障害児受入なし)
- 処遇改善等加算あり(4%) ○管理者設置加算あり ○保育士比率向上加算なし
- 休日保育加算あり(定員の1/3人×67日) ○夜間保育加算あり ○自園調理 ○土曜保育実施
- 定員超過なし ○冷暖房費加算あり ○施設機能強化推進費加算あり

【改善前】

【改善後】処遇改善加算(+3%), 連携施設設定なし, 栄養管理加算あり, 第三者評価受審加算なし